

伊勢市議会BCP 素案

1 基本方針

**現在の「対応基本方針」をベースに、発展。**

○目的

議会は、二元代表制のもと、市の重要な政策、計画及び事業等を決定する権限を持つとともに、執行機関の事務執行を監視し、地域の実情に根ざして、市の政策形成に向けた働きかけを行うなどの役割を担っている。

他方、大規模災害等が発生したときにあつては、これらの本来的な役割とは別に災害対策本部と連携し、被災者の救援及び市の災害復旧のために、非常の事態に即応した役割を果たすこと、また多様な市民ニーズに対応できるよう議会機能を維持することが求められる。

このため、大規模災害等が発生したときに、必要となる組織体制や議員・議会事務局職員の行動基準などを定めた、伊勢市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

○想定災害

議会BCPの対象とする災害は、次のとおりとする。

災害種別	災害内容
地震	伊勢市内で震度5強以上の地震が発生したとき（基本方針）
風水害	台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的又は広範囲な災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき（大津市の例） and 伊勢市に大津波警報が発表されたとき
その他	自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、原子力災害、インフルエンザ等の感染症、大規模なテロ等で、大きな被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき（大津市の例） or その他重大な災害が発生したと議長が判断したとき（基本方針）

**市の災对本部の基準を意識したものにする必要性は？  
※殆どの警報、震度4以上の地震で設置されるので、頻繁。**

○市議会災害対策会議

下記の設置基準を満たすとき、議員による協議、調整等を行うための組織として、伊勢市議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

なお、議会事務局は、議長の命を受け、対策会議の業務に従事する。

1. 設置基準

伊勢市災害対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合等、本BCPが想定する災害が起きた際に、議長が必要と認めるとき。

2. 構成

対策会議の構成は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長、及び各会派の代表者とする。議長は対策会議を代表し、その事務を統括する。

3. 招集

対策会議は、議長が招集する。

4. 所掌事務

- ア 議員の安否確認
- イ 議員の参集
- ア 対策本部から入手した災害情報の議員への伝達
- イ 被災情報の把握及び対策本部への提供
- ウ 対策本部からの依頼事項への対応
- エ 対策本部への提案、提言及び要望等の調整
- オ 国、県、関係機関等に対する要望活動の調整
- カ 本会議、委員会等の開催や協議事項の調整
- キ その他、必要な事項

役職	議長	副議長	議会運営委員会正副委員長 各会派の代表者（その他の議員）
市議会 災害対策会議	議長	副議長	議員（支援員）
主な任務	対策会議の設置を決定し、会議の事務を統括する。対策本部と連携・協力し、災害対応にあたる。	議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。	議長の指示のもと、次の任務にあたる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策会議の運営に関すること。</li> <li>・議員の安否に関すること。</li> <li>・議員の参集に関すること。</li> <li>・本会議・委員会の開催に関すること。</li> <li>・本会議・委員会の協議事項などに関すること。</li> <li>・災害情報の収集・公表に関すること。</li> <li>・対策本部等との連携・協力に関すること。</li> <li>・その他、災害対策に必要とされること。</li> </ul>

## ○指揮命令

1. 市議会災害対策会議においては、議長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。

・副議長 ⇒ 議会運営委員会委員長 ⇒ 議会運営委員会副委員長 (志木市の例)

2. 議会事務局においては、事務局長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。

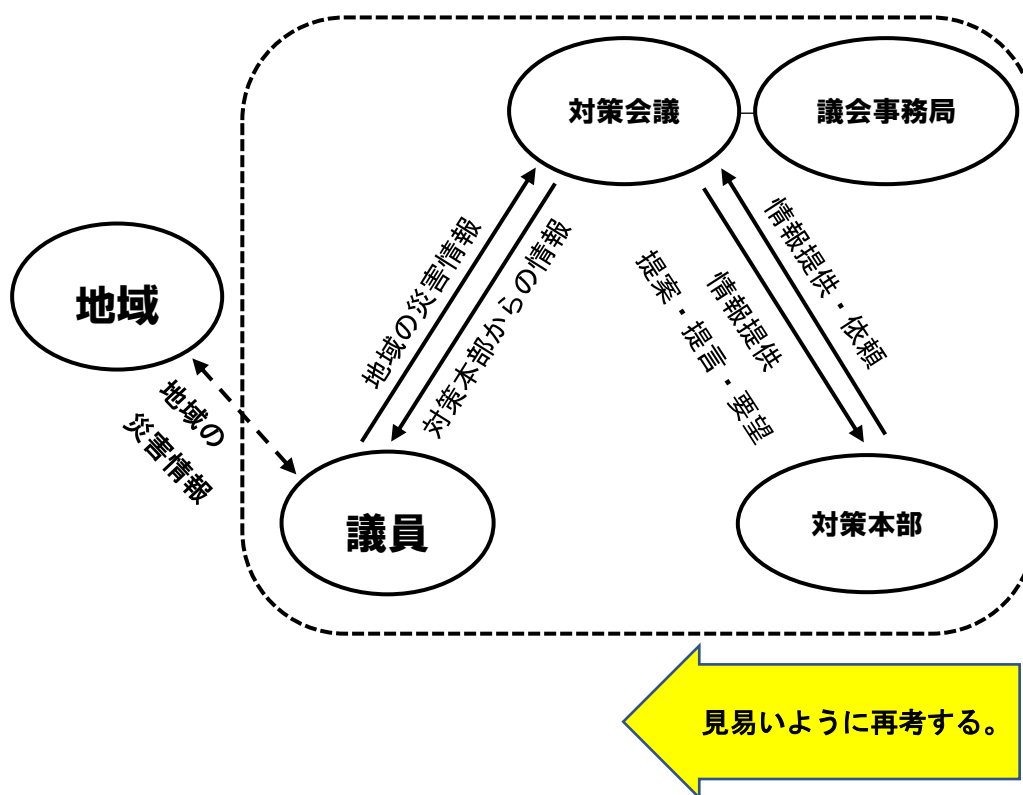
・次長 ⇒ 議事係長 ⇒ 調査係長 ⇒ 庶務係長

## ○情報伝達

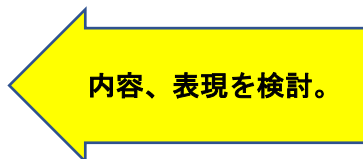
災害情報は、対策本部に集積されることから、対策本部から情報を得ることが効率的である。一方、各議員には、地域から詳細な災害情報が寄せられるため、これらの情報を対策本部に提供し市の災害情報を補完することにより、災害対応に有益なものとなる。このことから、対策会議、対策本部が、連絡・連携体制を構築し、情報を共有して災害対応に当たることができるよう、下図のように定める。

議員及び会派からの対策本部への情報提供・情報収集及び要望等は、市当局ができる限り災害対応に専念できるよう、対策会議を窓口として行うものとする。

情報の流れについて(イメージ図)



## 2 行動計画



### 【地震・津波・その他の災害】

		初動期発生直後～24時間	中期 2日～7日	後期 8日以降
議会	開会中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議・委員会を休憩又は散会</li> <li>・本会議・委員会の再開の可否を協議（正副議長・議運正副委員長）</li> <li>・対策会議の設置</li> <li>・市の災害対策本部等との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各派代表者会議、議会運営委員会を開催し、当面する議会日程・付託議案等の取扱い等を協議する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営の再開準備（開催場所、議案などの協議）</li> <li>・通常の議会体制への移行</li> </ul>
	閉会中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策会議の設置</li> <li>・市の災害対策本部等との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員安否などの情報整理</li> <li>・情報を収集し、全議員招集の有無を協議</li> <li>・市の災害対策本部等と情報の共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の議会体制への移行</li> </ul>
議員	開会中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身の安全確保</li> <li>・家族の安全確認、安全確保</li> <li>・被災者がある場合にはその救出・支援</li> <li>・指示があるまで会派室で待機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策会議からの指示があるまでは地域活動</li> <li>・災害関係情報の収集</li> <li>・地域での救援・救助活動、避難所運営などへの協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策会議からの指示により、議員活動に専念</li> </ul>
	閉会中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身と家族の安全確保</li> <li>・議会事務局に安否の報告</li> </ul>		
事務局	勤務 時間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身の安全確保</li> <li>・家族の安全確認、安全確保</li> <li>・議会事務局の被災状況の確認</li> <li>・議員の安否確認</li> <li>・対策会議の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議場・委員会室等の被災状況の確認</li> <li>・議場・委員会室の放送設備の確認</li> <li>・対策会議の運営</li> <li>・災害関係情報の収集</li> <li>・報道対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策会議の運営</li> <li>・議会再開に向けた準備</li> <li>・通常業務に移行</li> </ul>
	勤務 時間外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身と家族の安全確保</li> <li>・議会事務局へ参集</li> <li>・議会事務局の被災状況の確認</li> <li>・議員の安否確認</li> <li>・職員の安否確認</li> <li>・対策会議の設置</li> </ul>		

準備という観点で、  
分けて考えるか？

**【風水害】台風等予測可能な災害の場合**

		発生前	初動期 発生直後～発生の恐れが 解消するまで	応急復旧・復興期 発生の恐れが解消した後
議会	開会中			
	閉会中			
議員	開会中			
	閉会中			
事務局	勤務 時間中			
	勤務 時間外			

3 議会BCPの運用

○防災訓練

本BCPが対象とする災害の発生等を想定した、議員・職員対象の防災訓練等を定期的  
に実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の習得を図る。

○備蓄資材

災害対応にあたる議員及び職員が継続的に従事することを考慮し、最低限72時間(3日)  
分の水、食料、携帯トイレ、毛布、衛生用品等の備蓄品を、計画的に備えることとする。

○通信環境

大規模災害等が発生した場合に通信回線の途絶や規制等により情報伝達手段が制限され  
ることに備え、SNS活用等の新たな情報伝達手段を検討する。

○議場代替施設

市役所庁舎に被害が発生し設備機能が停止した場合、議場その他議会活動に必要な施設  
の代替となる施設を検討する。(代替施設を\_\_\_\_\_とする。)

代替候補施設：

4 その他

○本BCPの見直し

防災訓練等の実施により新たに発見された課題や、内容・手順等に変更の必要が生じた  
場合、適宜\_\_\_\_\_会議にて検討し、改正を行うものとする。